

羽村市耐震改修促進計画

令和 4 年 3 月

羽 村 市

目 次

第1章	はじめに	3
1	計画改定の背景と目的	3
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間	4
4	過去の大規模地震	4
5	想定される地震の規模・被害の状況	6
6	耐震化の必要性	7
第2章	耐震化の基本的な考え方	8
1	対象区域及び対象建築物	8
2	耐震化の現状と課題	12
3	耐震化の目標	14
第3章	耐震化促進の取組方針	16
1	民間建築物に対する取組方針	16
2	公共建築物に対する取組方針	16
第4章	耐震化の促進施策	17
1	耐震診断及び耐震改修に対する支援	17
2	耐震化に係る啓発	18
3	耐震化に係る関連施策	19

本計画において使用する用語の定義は、「東京都耐震改修促進計画（令和３年３月）（以下「東京都計画」という。）」と合わせ、それぞれ次のとおりとします。

耐震診断	地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすること。
耐震改修等	耐震改修、除却、建替えにより地震に対して安全な建築物とすること。
耐震化	耐震診断を実施して地震に対する安全性に適合することを明らかにすること又は耐震改修等を実施すること。
旧耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であった。
新耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日に導入された耐震基準。建築基準法の規定に基づく新耐震基準では最低限遵守すべき基準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震に対しては構造体を無害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。
耐震性を満たす	新耐震基準に適合するもの又は「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。）（以下「耐震改修促進法」という。）」に基づく耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられていること。
特定既存耐震不適格建築物	学校、体育館、病院など、耐震改修促進法第 14 条に定める建築物であって耐震性を有しない建築物。

第1章 はじめに

1 計画改定の背景と目的

市では、建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るため、平成20年3月に羽村市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定しました。また、平成29年3月には「耐震改修促進法」の改正や東京都計画の改定が行われるなど、それらとの整合性を図るため、本計画の改定を行いました。

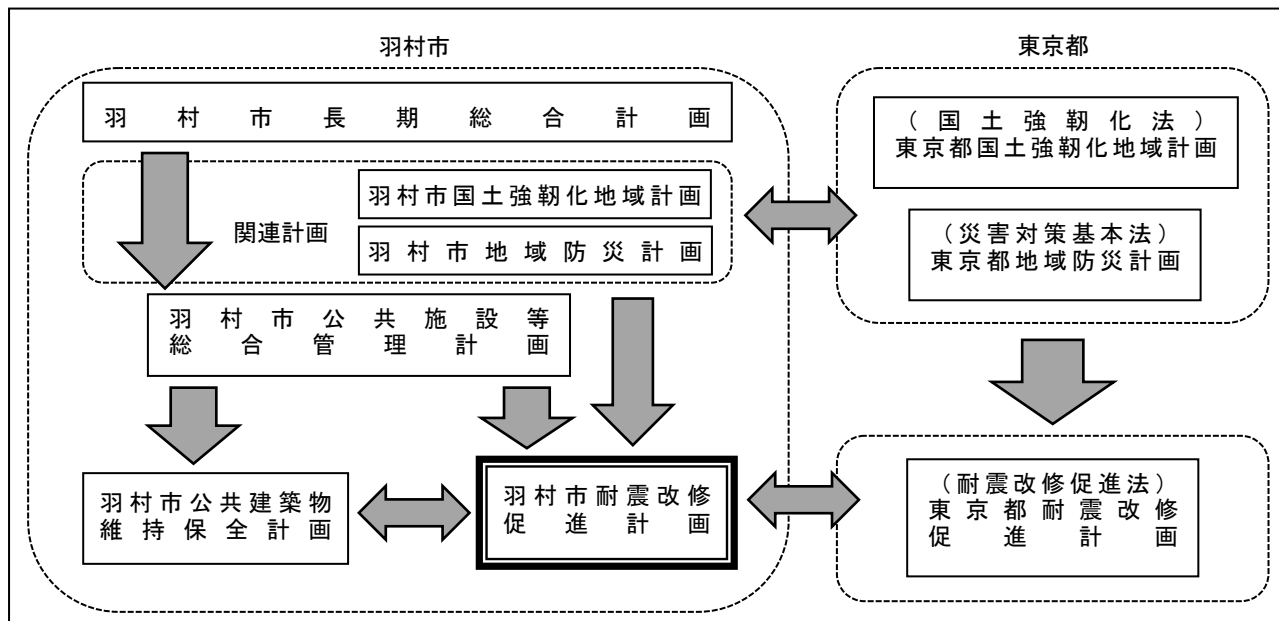
その後、平成30年6月には大阪府北部で最大震度6弱の地震が発生し、小学校のブロック塀倒壊による死亡事故が発生しました。さらに、同年9月には最大震度7となる北海道胆振東部地震が、令和3年2月には宮城県と福島県で最大震度6強を観測した東北地方太平洋沖地震の余震と推定される地震も発生するなど大地震が頻発しました。

平成29年の本計画改定から5年を迎えるなか、平成31年1月に改正された「耐震改修促進法」では、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられました。また、令和3年3月には「東京都計画」が改定されたことから、それらとの整合を図り、市民の生命と財産を守るとともに、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することを目的に、本計画を改定し、耐震化の新たな目標や取り組み等を示します。

2 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき策定するもので、「羽村市長期総合計画」、「羽村市国土強靱化地域計画」、「羽村市地域防災計画」、「羽村市公共施設等総合管理計画」を上位計画とし、「東京都計画」や「羽村市公共建築物維持保全計画」等との整合・連携を図ります。

図1-1 本計画の位置づけ



3 計画期間

本計画の計画期間は、第六次羽村市長期総合計画に合わせ、令和4年度から8年度までの5年間とします。

なお、計画期間中の社会情勢の変化や関連計画の改定等に対応するため、必要に応じて計画内容を見直します。

4 過去の大規模地震

近年、兵庫県南部地震（平成7年1月）や新潟県中越地震（平成16年10月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）などの大地震が頻発しています。

特に東北地方太平洋沖地震（平成23年3月）は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、東北地方から関東地方に至る太平洋沿岸を中心に多くの人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。地震によって引き起こされた大津波による被害が最も大きかったところですが、地震の揺れや地盤の液状化により都内の建築物にも被害が生じました。

また、平成28年4月には、震度7が2回、一連の地震回数が内陸型地震では最多を記録した熊本地震が発生し、住宅や公共建築物に大きな被害をもたらしました。

都内においては、首都直下地震が今後30年以内に約70%の確率で発生すると推定されており、大地震がいつ発生してもおかしくない状況です。



東日本大震災（南三陸町防災対策庁舎）



東日本大震災（陸前高田市）



熊本地震（熊本県益城町）



熊本地震（熊本県益城町）

表 1 - 1

兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）以降の大規模地震の規模と主な被害の状況

発生年月日	名称	マグニ チュード	震度	被害の状況（人・棟）
平成 7 年 1 月 17 日	兵庫県南部地震 （阪神・淡路大震災）	7.2	7	死者・行方不明 6,437、 住家全壊 104,906、半壊 144,274、 一部破損 263,702、全焼 6,982、半焼 89
平成 12 年 10 月 6 日	鳥取県西部地震	7.3	6 強	住家全壊 431、半壊 3,068、一部破損 17,296
平成 15 年 7 月 26 日	宮城県北部の地震	6.2	6 強	住家全壊 1,247、半壊 3,698、一部破損 10,975
平成 16 年 10 月 23 日	新潟県中越地震	6.8	7	死者 51、住家全壊 3,185、 半壊 13,715、一部破損 104,560、建物火災 9
平成 17 年 3 月 20 日	福岡県西方沖地震	7.0	6 弱	死者 1、住家全壊 133、半壊 244、一部破損 8,620
平成 19 年 3 月 25 日	能登半島地震	6.9	6 強	死者 1、住家全壊 686、半壊 1,740
平成 19 年 7 月 16 日	新潟県中越沖地震	6.8	6 強	死者 15、住家全壊 1,331、 半壊 5,710、一部破損 37,633
平成 20 年 6 月 14 日	岩手・宮城内陸地震	7.2	6 強	死者 17、不明 6、住家全壊 30、半壊 146
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地 震（東日本大震災）	9.0	7	死者 19,729、不明 2,559、 住家全壊 121,996、半壊 282,941 一部破損 748,461 （令和 2 年 3 月 10 日時点）
平成 25 年 4 月 13 日	淡路島沖地震	6.3	6 弱	住家全壊 8、半壊 101、一部破損 8,305
平成 28 年 4 月 14 日	熊本地震	7.3	7	死者 273、住家全壊 8,667、 半壊 34,719、一部破損 163,500 （平成 31 年 4 月 12 日時点）
平成 30 年 6 月 18 日	大阪府北部を 震源とする地震	6.1	6 弱	死者 6、住家全壊 21、 半壊 483、一部破損 61,266 （令和元年 8 月 20 日時点）
平成 30 年 9 月 6 日	北海道胆振東部地震	6.7	5 強	死者 43、住家全壊 469、 半壊 1,660、一部破損 13,849 （令和元年 8 月 20 日時点）

5 想定される地震の規模・被害の状況

「首都直下地震等による東京の被害想定(東京都防災会議平成 24 年 4 月策定)」において、立川断層帯地震(マグニチュード 7.4、冬 18 時、風速 8m/秒)及び多摩直下地震(マグニチュード 7.3、冬 18 時、風速 8m/秒)が発生した場合の被害想定は、表 1-2「羽村市の被害想定状況」とされています。

この想定によると、立川断層帯地震において、死者 62 人、負傷者 587 人、建物全壊棟数 490 棟、建物半壊棟数 1,012 棟、火災による焼失棟数 2,181 棟、エレベーター閉じ込め台数 7 基と想定されています。

また、多摩直下地震において、死者 10 人、負傷者 172 人、建物全壊棟数 108 棟、建物半壊棟数 559 棟、火災による焼失棟数 258 棟、エレベーター閉じ込め台数 4 基と想定されています。

表 1-2 羽村市の被害想定状況

区分		単位	立川断層帯地震	多摩直下地震
夜間人口		人	57,032	
昼間人口		人	55,966	
面積		k m ²	9.90	
死者	ゆれ・液状化による建物倒壊	人	17	4
	地震火災	人	45	5
	計	人	62	10
負傷者	ゆれ・液状化による建物倒壊	人	418	162
	急傾斜地崩壊	人	1	
	地震火災	人	164	8
	ブロック塀等	人	5	3
	計	人	587	172
	屋内収容物(参考値)	人	27	14
全壊	ゆれによる倒壊	棟	483	103
	急傾斜地崩壊による倒壊	棟	7	5
	計	棟	490	108
半壊		棟	1,012	559
火災による焼失(倒壊建物含む)		棟	2,181	258
エレベーター閉じ込め台数		基	7	4

※「首都直下地震による東京の被害想定(東京都防災会議平成 24 年 4 月策定)」による。小数点以下の四捨五入により、合計数は合わないことがある。

表 1－3 全壊の原因

(単位：棟)

種 別	立川断層帯地震			多摩直下地震		
	羽村市	多摩地区	東京都	羽村市	多摩地区	東京都
ゆれ	483	33,974	34,399	103	30,435	73,322
急傾斜地崩壊	7	946	988	5	995	1,528
液状化		17	20		45	817
全壊棟数	490	34,936	35,407	108	31,474	75,668

※「首都直下地震による東京の被害想定（東京都防災会議平成 24 年 4 月策定）」による。小数点以下の四捨五入により、合計数は合わないことがある。

6 耐震化の必要性

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、旧耐震基準の建築物を中心に被害が生じ、多くの死傷者が出ました。建築物の倒壊により幹線道路などが閉塞し、緊急車両の通行が妨げられ、復旧活動の大きな障害となるとともに、老朽化した木造住宅などが密集し道路や公園などの都市基盤が十分に整備されていない密集市街地では、細街路の閉塞や火災の延焼が起こり、大都市特有の地震被害が顕在化しました。

また、平成 28 年の熊本地震では、地震動が大きく建築物の被害が著しい地域で、新耐震基準導入以降に建築された木造住宅に比べて、旧耐震基準の木造住宅の被害率が顕著に高かったことから、市でも、旧耐震基準の建築物の耐震化を着実に図っていく必要があります。

とりわけ、震災時において救急・救命活動や緊急支援物資の輸送、市民の円滑な避難などの大動脈となる幹線道路の沿道建築物の耐震化や木造住宅の耐震化・不燃化は、災害に強いまちづくりの実現に不可欠であり、早急に進めていく必要があります。



倒壊したブロック塀

【出典：熊本災害デジタルアーカイブ／

提供者：三重県伊勢市】



倒壊により道路閉塞した木造住宅

【出典：熊本災害デジタルアーカイブ／

提供者：熊本県人吉下球磨消防組合】

第2章 耐震化の基本的な考え方

1 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は羽村市全域とし、対象とする建築物は原則として建築基準法における新耐震基準導入より前に建てられた建築物のうち、表2-1に示す建築物とします。

なお、東京都では、図2-1のとおり特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると認める道路を特定緊急輸送道路として指定しているほか、特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路を一般緊急輸送道路として指定しています。

市内では、図2-2のとおり新奥多摩街道、吉野街道及び市役所通りの一部が特定緊急輸送道路に、奥多摩街道、羽村街道の一部及び市役所通りの一部が一般緊急輸送道路に指定されています。

表2-1 対象建築物一覧表

種 類	内 容
住 宅	・戸建住宅、共同住宅
特定建築物	・分類は表2-2を参照
特定既存耐震 不適格建築物	・耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物(*) (多数の者が利用する建築物で一定規模を有する既存耐震不適格建築物等。)
要緊急安全確認 大規模建築物	・耐震改修促進法附則第3条第1項に定める建築物(病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等)
特定緊急輸送道路 沿道建築物	・耐震改修促進法第7条に定める、所有者に対する耐震診断の義務化と自治体によるその結果の公表が規定されている建築物(東京都の指定する特定緊急輸送道路の沿道建築物で一定の高さ以上の建築物)
公共建築物	・市が所有する建築物
組積造の塀	・特定緊急輸送道路に接する建物に附属する一定の長さ・高さを超える組積造の塀(補強コンクリートブロック造の塀を含む。)

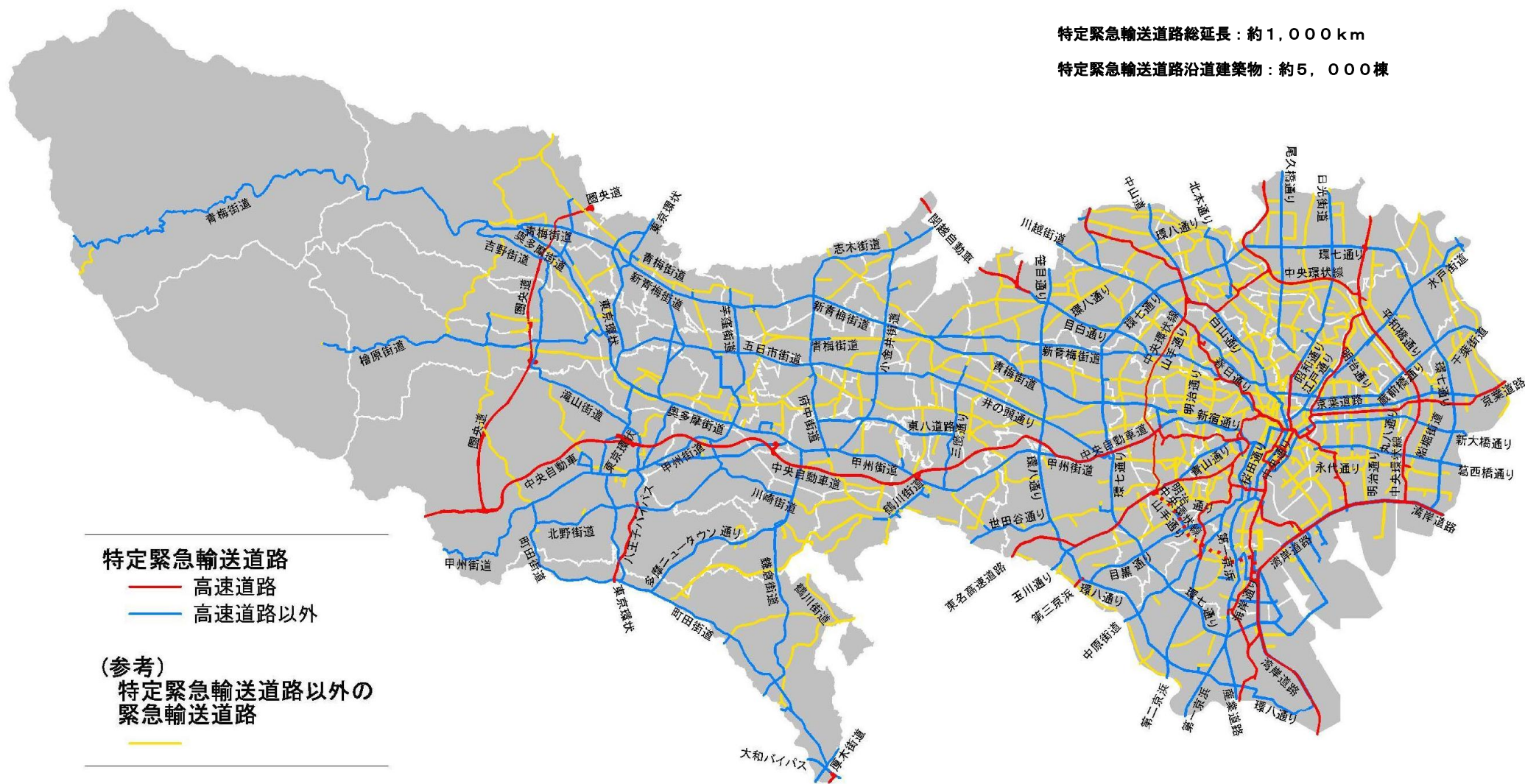
* 東京都の指定する一般緊急輸送道路沿道建築物(法第14条第3号)を含む。

表 2-2 特定建築物一覧表（耐震改修促進法第 14 条、附則第 3 条）

	用 途	特定建築物の規模要件	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件
第 1 号	学 小中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上、1,000 m ² 以上	階数 2 以上、3,000 m ² 以上
	校 上記以外の学校	階数 3 以上、1,000 m ² 以上	
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上、1,000 m ² 以上	階数 1 以上、5,000 m ² 以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設	階数 3 以上、1,000 m ² 以上	階数 3 以上、5,000 m ² 以上
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	卸売市場	階数 3 以上、1,000 m ² 以上	
	百貨店、マーケット等の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上、1,000 m ² 以上	階数 3 以上、5,000 m ² 以上
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿	階数 3 以上、1,000 m ² 以上	
	事務所		
	老人ホーム、心身障害者福祉ホーム等に類するもの	階数 2 以上、1,000 m ² 以上	階数 2 以上、5,000 m ² 以上
	老人福祉センター、心身障害者福祉センター等に類するもの		
	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数 2 以上、500 m ² 以上	階数 2 以上、1,500 m ² 以上
	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上、1,000 m ² 以上	階数 3 以上、5,000 m ² 以上
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店等に類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等に類するもの	階数 3 以上、1,000 m ² 以上	
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場等は除く）		
	車両の停車場等で旅客の乗降や待合の用に供するもの	階数 3 以上、1,000 m ² 以上	階数 3 以上、5,000 m ² 以上
	自動車車庫など自動車の停止や駐車のための施設		
	保健所、税務署など公益上必要な建築物		
第 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用に供する建築物	政令で規定するもの	階数 1 以上、5,000 m ² 以上
第 3 号	地震発生時に道路を閉塞する恐れがある建築物	東京都計画で指定する避難路の沿道建築物であって全面道路の幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 6m 以下の場合は 6m 超）	

※内容は概略

図 2－1 特定緊急輸送道路及び一般緊急輸送道路



(東京都耐震改修促進計画より)

図2-2 特定緊急輸送道路及び一般緊急輸送道路（市内）



2 耐震化の現状と課題

(1) 住宅

平成 30 年住宅・土地統計調査によると、市内の住宅総数は 19,820 戸で、そのうち 17,672 戸（89.2%）の住宅が耐震性を満たしている一方で、2,148 戸（10.8%）の住宅は必要な耐震性を満たしていません。

住宅の耐震化は、所有者自らが主体的に取り組むべき課題であるものの、前計画時の耐震化率 87.5%（平成 25 年）と比較して平成 30 年は 89.2%と 1.7%の上昇にとどまっています。

表 2－3 住宅の耐震化の現状 (単位:戸)

区分	構造	昭和 56 年 5 月以前の住宅			昭和 56 年 6 月以降の 住宅 d	住宅 (合計) e=a+d	耐震性を 満たす 住宅 f=b+d	耐震化率 (H30 年) g=f/e
		総数 a=b+c	耐震性有※ 1 b	耐震性無※ 1 c				
戸建 住宅	木造	2,830	1,300	1,530	7,090	9,920	8,390	84.6%
	非木造	50	23	27	320	370	343	92.7%
	小計	2,880	1,323	1,557	7,410	10,290	8,733	84.9%
共同 住宅 ※ 2	木造	160	103	57	880	1,040	983	94.5%
	非木造	1,510	976	534	6,980	8,490	7,956	93.7%
	小計	1,670	1,079	591	7,860	9,530	8,939	93.8%
住宅総数		4,550	2,402	2,148	15,270	19,820	17,672	89.2%

※ 1) 平成 25 年・30 年住宅・土地統計調査（総務省）をもとに、算定した推計値。

※ 2) 共同住宅は、特定建築物である賃貸共同住宅を含む。

(2) 民間特定建築物

市内の民間特定建築物は、東京都の令和 2 年度特定建築物等定期調査報告をもとに推計すると 136 棟となります。そのうち 129 棟（94.9%）が耐震性を満たしているものと見込まれますが、特定建築物が倒壊した場合、多数の者が被災するなど、甚大な被害が懸念されるため、さらなる耐震化の促進が必要です。

表 2－4 民間特定建築物の耐震化の現状 (単位:棟)

用 途	対象建築物数	耐震性有	耐震化率
旅館又はホテル	4	4	100%
百貨店、物品販売を営む店舗、飲食・レストラン	34	34	100%
病院・診療所、児童福祉施設等	21	21	100%
共同住宅、寮・寄宿舎	70	63	90.0%
その他	7	7	100%
計	136	129	94.9%

*) 令和 2 年度末時点での特定建築物等定期調査報告書をもとに算定した数値。耐震性が不明な建築物については、昭和 56 年建築以降を耐震性有に分類した。

(3) 特定緊急輸送道路沿道建築物

地震による沿道建築物の倒壊により、防災上重要な緊急輸送道路などが閉塞を起こした場合、避難や救急・消火活動に大きな支障をきたし、地震発生後の支援物資の輸送や復旧活動等への影響が懸念されます。

市内には特定緊急輸送道路沿道建築物が5棟あり、全て耐震診断が完了していますが、そのうち2棟が耐震性を満たしていない状況です。特定緊急輸送道路の機能を確保するためには、引き続き2棟の所有者に対して耐震化を促す必要があります。

(4) 公共建築物

羽村市公共建築物維持保全計画において、市内の公共施設は28施設が旧耐震基準に該当しており、令和3年度までに27施設で耐震診断を完了しています。診断の結果、耐震性を満たしていない施設については、すでに耐震化が完了しており、災害時に重要な機能を果たす市役所庁舎、羽村市スポーツセンター、避難所（表2-5）や福祉避難施設（表2-6）などを含め、27施設が耐震性を満たしています。

また、耐震診断未実施の産業福祉センターは、災害時の安全性を確保するため、耐震診断を実施する必要があります。

表2-5 避難所

No.	施設名	所在地
1	羽村東小学校	羽東 2-18-1
2	羽村西小学校	羽加美 4-2-9
3	富士見小学校	五ノ神 4-9-5
4	栄小学校	栄町 2-17
5	松林小学校	羽 4, 122-2
6	小作台小学校	小作台 4-13-1
7	武蔵野小学校	川崎 693-1
8	羽村第一中学校	羽中 3-6-33
9	羽村第二中学校	富士見平 1-16
10	羽村第三中学校	川崎 697-1

表2-6 福祉避難所

No.	施設名	所在地
1	いこいの里	羽加美 4-18-6
2	中央児童館	羽中 3-6-19
3	西児童館	小作台 5-28-3
4	東児童館	神明台 3-30-2
5	福祉センター	栄町 2-18-1

(5) 組積造の塀

平成 30 年の大阪府北部を震源とする地震等によるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、倒壊による通行障害を防止するため、耐震改修促進法施行令等の改正が行われました。

市内の通学路等に面する民有地にブロック塀が設置されている個所があるため、耐震性が不十分なブロック塀は地震等の災害による倒壊が懸念されます。

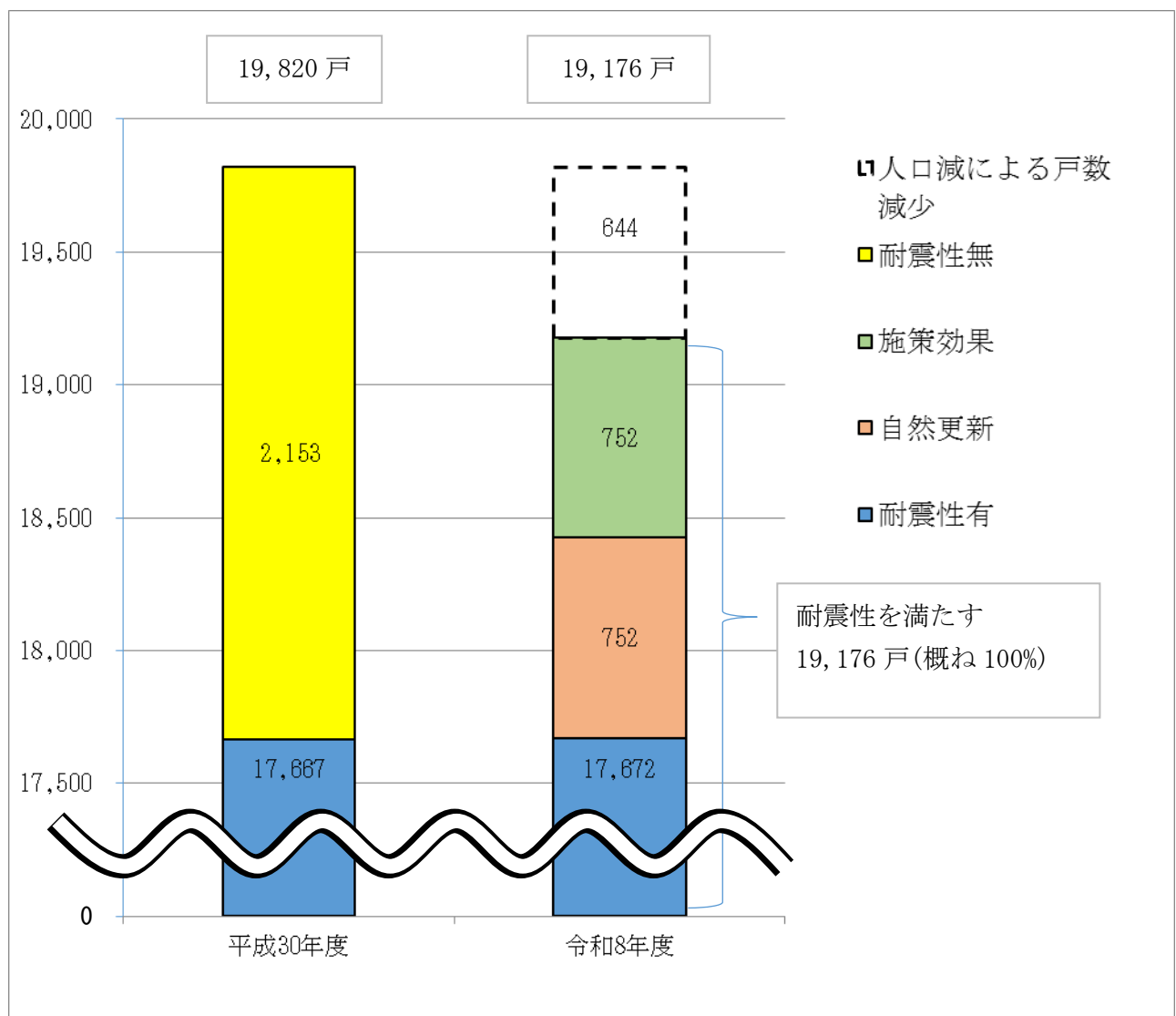
3 耐震化の目標

(1) 住宅

市内の住宅における平成 30 年度の耐震化率は約 89.2%で、令和 8 年度末の目標耐震化率を 100%とします（表 3－1）。

令和 8 年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するためには、図 3－1 のとおり建替え等による自然更新の住宅 752 戸に加えて、さらに 752 戸の耐震化が必要となります。

図 3－1 目標達成のために耐震化の必要な住宅戸数



(2) 民間特定建築物

市内の民間特定建築物における令和2年度の耐震化率は94.9%で、令和8年度末の目標耐震化率は、東京都計画を踏まえ95%とします(表3-1)。

令和8年度末までに目標を達成するためには、耐震性を満たしていない共同住宅などの民間特定建築物7棟のうち1棟の耐震化が必要となります。

表3-1 耐震化率の目標値

建築物の区分	耐震化率	
	現状	目標値(令和8年度末)
住 宅	89.2%(平成30年度)	100%
民間特定建築物	94.9%(令和2年度)	95.0%

(3) 特定緊急輸送道路沿道建築物

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の指標については、令和元年度に改定された東京都計画において特定緊急輸送道路の通行機能を評価する指標として、総合到達率及び区間到達率を取り入れられ、令和7年度末の都内全域における目標を総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消としています。

市内の区間到達率は、令和3年度末で95%以上100%未満となっていますが、到達率は他市町村との連続する通行機能を評価する指標であるため、他市町村に未耐震の建築物がある場合、市内の区間到達率に影響を与えます。なお、市内のみのシミュレーションでは、現時点で区間到達率が100%となるものの、耐震性を満たしていない2棟の建築物については、耐震化を促進します。

＊ 総合到達率：特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を道路全体で加重平均して算出したもの

＊ 区間到達率：交差点や中央分離帯の開口部により道路を区分した各部をそれぞれ区間とし、該当区間に都県境入口の過半から到達できる確率をシミュレーションにより算出した確率

(4) 公共建築物

耐震診断未実施の施設については、耐震診断等を実施し、耐震化に取り組みます。また、すでに耐震診断が完了している施設においても、さらに安全性を高めるため、非構造部材の耐震化に取り組みます。

(5) 組積造の塀

令和8年度末までに、通学路等沿道における民有地内の耐震性が不十分なブロック塀等のおおむね解消に向け、耐震化を促します。

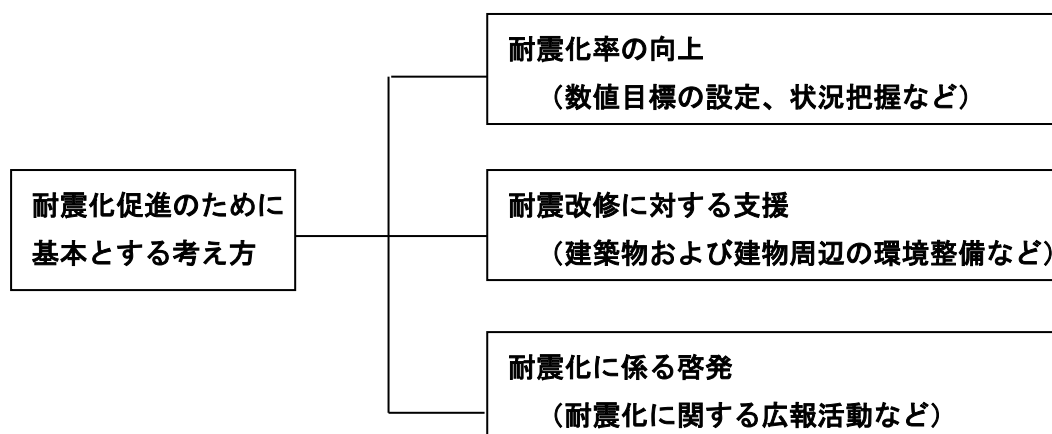
なお、市有地にあるブロック塀等は、安全なフェンスへの建て替え等が完了しています。

第3章 耐震化促進の取組方針

1 民間建築物に対する取組方針

本計画の実施にあたっては、国や東京都、建築関係団体、建築物の所有者等との連携・協力により、建築物等の耐震診断、耐震改修の促進を図り、耐震化率の向上に努めるものとします。

民間建築物の耐震化については、「自らの生命は自らが守る」という「自助」による取組の促進等を図ることが重要な課題であり、災害時における被害を未然に防止するために、原則として、所有者個人の責任によって行われることを基本としますが、建築物の被害に伴い、道路閉塞及び火災発生による被害拡大が想定されることから、市は耐震改修に対する支援、耐震化に係る啓発等を行います。



(1) 建築物所有者の主体的な取組

建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建築物所有者自らが取り組むべき問題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

所有者は地震による建築物の被害や損傷を防ぎ、生命と財産を守ることがもとより、建築物の倒壊による道路閉塞や出火の発生が地域の安全性に重大な影響を与える可能性があることを十分に認識し、耐震化に取り組む必要があります。

(2) 市の取組

市は、建築物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、国や都、その他関係機関と協力して耐震化促進のための環境整備や情報提供等の支援を行うとともに、耐震改修等に関する補助制度の実施に取り組みます。

2 公共建築物に対する取組方針

耐震診断が未実施の産業福祉センターは、「羽村市公共建築物維持保全計画」に基づき、耐震診断を実施し耐震化に取り組みます。また、耐震性を満たしている建築物については、さらに安全性を向上させるため、非構造部材の耐震化に取り組みます。

第4章 耐震化の促進施策

1 耐震診断及び耐震改修に対する支援

木造住宅の耐震化を進めていくためには、自助・共助・公助の原則を踏まえ、木造住宅の所有者自らが主体的に耐震化に取り組む必要があります。

このため、耐震化の重要性や耐震診断の必要性について、省エネリフォーム工事や高齢者のバリアフリー工事など様々な機会を捉えて広報紙やリーフレット等を活用しながら周知していくとともに、耐震化にかかる経費の一部補助を行います。

(1) 木造住宅耐震診断補助事業の実施

昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の一戸建て木造住宅の所有者に対して、耐震診断機関を紹介するとともに診断に要する経費の一部補助を実施しており、今後も継続的に取り組みます。また、診断結果に基づき、耐震性を満たしていない住宅の所有者に対しては、耐震改修の実施に向けた働きかけを行います。

(2) 木造住宅耐震改修費補助事業の実施

木造住宅耐震診断補助事業の実施により、耐震診断の評点が1.0未満の住宅で、改修後の評点が1.0以上となることを確認した住宅の所有者に対して、耐震改修に要する経費の一部補助を行います。

表4-1 耐震診断・耐震改修補助事業

事業の内容	補 助 額
木造住宅耐震診断補助	経費の1/2 限度額5万円
木造住宅耐震改修費補助	経費の1/2 (65歳以上のみの世帯は、経費の6/10) 限度額50万円

(3) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助事業の実施

① 建築物所有者への働きかけ

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するためには、緊急輸送道路の役割や耐震化の重要性などを所有者へ啓発することが重要です。

市では東京都と連携し個別訪問やリーフレット等により働きかけを行うとともに、所有者が抱える課題を解決するため、東京都のアドバイザー派遣等の活用を図ります。

② 耐震化に係る支援

特定緊急輸送道路沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、震災時における緊急輸送道路の通行機能を確保するため、国や東京都の補助制度を活用し、所有者が行う補強設計に要する経費の一部補助を行います。

また、対象建築物における補強設計の内容や実施時期を捉えて、国や東京都の補助制度に沿った耐震改修補助制度の創設を検討します。

事業の内容	補 助 額
耐震補強設計補助	面積 1,000m ² 以内の部分は 5,000 円／m ² 以内 面積 1,000 m ² を超えて 2,000m ² 以内の部分は 3,500 円／m ² 以内 面積 2,000 m ² を超える部分は 2,000 円／m ² 以内 限度額 補助対象費用の 1/3

2 耐震化に係る啓発

(1) 普及啓発

耐震診断及び耐震改修を促進するためには、市民・事業者が耐震化の基準、重要性などを正確に認識することが重要ですので、広報紙や市公式サイト、リーフレット配布などにより意識啓発に努めていきます。

特に、マンションは戸建て住宅に比べ規模が大きく、地震により倒壊等の被害が生じた場合、道路閉塞を引き起こすなど周辺地域にも大きな影響が及びます。また、合意形成の難しさから、再建にあたっては、一般の建築物以上に困難を伴うことが多く、復興や新たなまちづくりの障害となる可能性があります。

このため、耐震性を満たしていないマンションについては、耐震改修や建替えなどを促し耐震化を図ることが急務となりますので、関係機関と連携し東京都の「東京都マンションポータルサイト」等を活用しながらマンション管理組合等に対して普及啓発を行い、耐震診断や補強設計に繋がるよう、効率的・効果的に取り組みます。

また、民間特定建築物については、所管行政庁と連携し建築物所有者等に対して耐震診断や耐震改修等を働きかけます。

(2) 耐震診断・耐震改修に関する相談への対応

住宅や建築物の耐震化を促進するためには、市民や事業者が気軽に相談できる環境整備を行うことが重要であるため、羽村市商工会と連携し相談窓口を設置しています。

引き続き、木造住宅をはじめとした全ての建築物に関する耐震診断・耐震改修について相談を受け付けます。

3 耐震化に係る関連施策

(1) 落下物対策

地震発生時には建築物のガラス・外壁の落下や大規模空間を有する建築物では天井部が落下する危険性があるため、公共建築物においては点検・改修などを行います。

また、民間の施設については、所管行政庁や関係団体と連携しながら、危険回避のための適切な対応についてリーフレット等を活用し周知を図ります。

(2) 組積造の塀の倒壊防止対策

ブロック塀については、「立川断層帯地震による東京の被害想定」において、地震発生時の倒壊等により死者・負傷者の発生が予測されています。

市では、生態系を確保しみどりを一層増やすため、生垣等への緑化を行う場合、「環境配慮事業助成制度」として、経費の一部について補助を行っています。

この制度の活用によりブロック塀の減少や倒壊等による災害防止に寄与することから、今後も継続的に補助を行います。また、ブロック塀の撤去や建て替えを促進するため、広報紙や市公式サイト、リーフレット等を活用し周知を図ります。

(3) 緊急輸送道路沿道等の無電柱化

東京都では、地震等による緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、新奥多摩街道の無電柱化に取り組んでおり、市でも東京都と連携を図り、幹線道路の無電柱化を検討します。

(4) エレベーターに対する安全対策

「立川断層帯地震による東京の被害想定」において、エレベーター閉じ込め台数が7基予想されています。このことから、対策が講じられていない既存のエレベーターの所有者等に対して、東京都や関係団体と連携しながら、閉じ込め防止対策の必要性を説明したリーフレット等を活用し周知を図ります。

(5) 東京都等との連携

耐震性を満たしていない建築物の所有者等に対して、東京都が耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表及び建築基準法に基づく勧告、命令を行う場合は、東京都と連携を図り、市内建築物の耐震化の促進に努めます。

また、東京都が区市町村と連携し、東京都内の建築物の耐震診断及び耐震改修の円滑な推進を図ることを目的に、平成16年10月に設置した「東京都耐震改修促進行政連絡協議会」を通じて、連絡調整や情報収集に努め、耐震化の促進に取り組めます。

羽村市耐震改修促進計画

発 行	羽村市
発行日	令和 4 年 3 月
編 集	羽村市都市建設部都市計画課
住 所	羽村市緑ヶ丘 5 丁目 2 番地 1
電 話	0 4 2 - 5 5 5 - 1 1 1 1（代表）